



名古屋市企業進出促進補助金制度のご案内

名古屋市では、企業の皆様の進出を支援するため、市内に初めて事業所（オフィス）を開設する場合、その経費（賃借料）の一部を助成します。



補助金額

賃借料（12ヶ月分）の50%

最大 **1,000** 万円

（敷金、保証金、消費税等は対象外）

本店登記移転加算

本店所在地登記を名古屋市内へ移転する場合

100 万円



申請期限	事業所（オフィス）の賃貸借契約の前日まで
対象企業	ICT企業・外資系企業・スタートアップ企業・グロース企業 ※詳しくは裏面参照
対象施設	名古屋市内に初めて開設する事業所（オフィス） ※店舗・倉庫・工場・サービス事業所等は対象になりません。 ※既に市内に事業所がある場合、市内で法人を新たに設立して事業所を開設する場合（外資系企業を除く）、公的施設等で事業所を開設する場合などは対象となりません。

■ 対象企業・要件

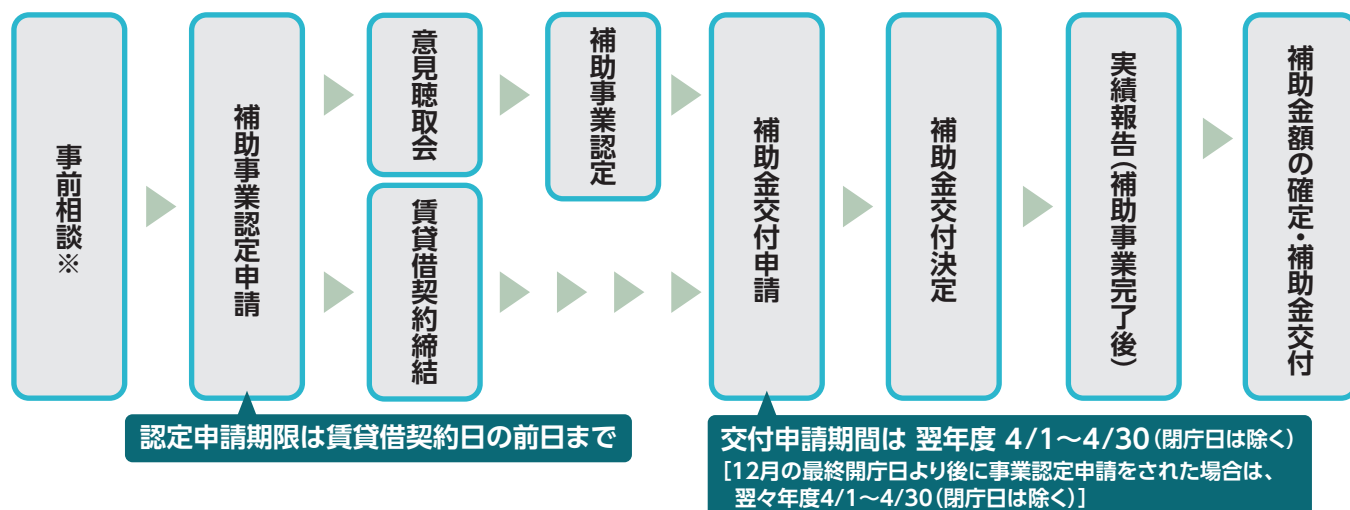
種 別	対象企業	要 件
ICT企業	ICT、ロボット、デジタルコンテンツ、クリエイティブ分野を主に事業活動の対象とする法人設立後3年以上経過した企業	補助対象事業所の床面積が30㎡以上、かつ常駐するエンジニア職等の常時雇用者が2人以上
外資系企業	外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号及び第3号に規定する会社等及び当該会社等が発行済株式の総数又は出資金額の3分の1超の数の株式又は出資金額を有する法人設立後3年以上経過した企業	補助対象事業所の床面積が20㎡以上、かつ常駐する常時雇用者が2人以上
スタートアップ企業	グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行っている法人設立後10年を経過しない企業	補助対象事業所に常駐する常時雇用者が1人以上
グロース企業	資本金1,000万円以上かつ、直近事業年度の売上が1億円以上または経常利益1000万円以上である法人設立後3年以上経過した企業	補助対象事業所の床面積が30㎡以上、かつ常駐する常時雇用者が5人以上

■ 注意事項

- ・事業認定申請は事業所の賃貸借契約前に行ってください。申請前に賃貸借契約した場合は対象外です。
- ・補助対象となる事業所の賃貸借契約は事業認定申請をした年度の3月31日までに行ってください。
- ・常時雇用者とは申請者に直接雇用される雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者をいいます。
- ・本店登記移転加算は、法人登記の本店所在地を名古屋市外から名古屋市内に移す場合に対象となります。
- ・補助事業が認定された場合、補助事業の概要（企業名、補助金額等）を公表することがあります。
- ・事業所開設から3年以内に事業を休廃止した場合は交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する事業である場合、法令等に違反するおそれがある場合や公序良俗に反するおそれがある場合は補助事業と認められません。



■ 補助金交付手続きの流れ



※補助事業認定申請前に必ず以下のお問い合わせ先の担当部署にご相談ください。

お問い合わせ先

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課

TEL.052-972-2423

FAX : 052-972-4135 MAIL : a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋ビジネス進出サポートサイト
<https://nagoya-potential.jp>

